

湧別町指定介護老人福祉施設等入所指針の考え方

1 特例外入所該当の具体的な基準等の考え方

- (1)認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ・介護保険認定調査票又は主治医意見書のどちらかにおいて、認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」以上であること。(認知症高齢者の日常生活自立度の確認については、現認定有効期間に係る認定調査票及び主治医意見書の内容を使用する)
- (2)知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ・療育手帳、精神障害者福祉手帳を所有していること（等級は問わない）
なお、日常生活の実態等について把握が必要な場合は、町福祉課等の関係機関と連携をもって適切に判断すること。
- (3)家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難なであること。
- ・湧別町において高齢者虐待及びその疑いがある事を把握している場合。なお、該当する事案については個別に判断する。
- (4)単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ・湧別町においては、民間入所施設等もあり地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である状態でないと考えられるため原則適用されないと考えていますが、該当すると思われる場合は個別に判断する。

2 保険者市町村からの意見について

- (1)報告書の提出先は、湧別町役場 福祉課 高齢介護グループ です。
- (2)入所判定委員会において「必要に応じて」とは入所申込者の状況の変化が見られ、特例外所の要件に改めて判断する必要がある場合です。

3 特例外入所の要件に該当しない者からの入所申込について

要介護1又は2の者で特例外所要件に該当しない者からの入所申込があった場合、予備待機者受付簿への記載する取扱いとする。

また、定期的に湧別町に報告いただいている待機者人数には含めないようお願いします。

4 既存の入所申込者の取扱い

平成27年3月31日までに要介護1又は2で入所申し込みを行った者については、改めて特例外入所の対象に該当するかどうかを施設において判断する。

特例外入所の対象に該当すると判断した場合は、入所指針4のとおり保険者市町村に情報提供し、該当しないと判断した場合は、予備待機者受付簿へ移行すること。

5 この指針の適正な運用にあたって

特例外入所の要件に該当する者の保険者市町村が湧別町以外である場合については、保険者市町村への報告と合わせて湧別町へも報告をお願いします。